

自由権規約 4 条（緊急事態）についての一般的意見29

佐藤潤一

CCPR/C/21/Rev.1/Add.11 ; GENERAL COMMENT NO. 29 ;
STATES OF EMERGENCY (ARTICLE 4)

SATOH Junichi

訳者まえがき

本資料は、日本も当事国である、いわゆる自由権規約、正式には市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights: ICCPR) 第4条につき、国際連合人権委員会が2001年に公表した、Human Rights Committee, General Comment 29, States of Emergency (article 4), CCPR/C/21/Rev.1/Add.11^{訳注1}の全訳である。すでに平野祐二氏による全訳が公表されているが^{訳注2}、議論の整理を兼ね、また平和学の講義資料として、関連条文を可能な限り注記して、本訳文のみで内容が把握できるようにしている。すでに全訳が公表されているのに、また本文書の公表からすでにおよそ10年が経過しているのにあえて公表するのは、本文書を把握することは、訳者にとって、大阪産業大学より分野別研究費の助成を受けて行ってきた、イギリスの対テロ法制と日本の有事法制との対比研究における基礎作業の一つという意味を持つからである^{訳注3}。

平成22年3月10日 原稿受理

大阪産業大学 教養部

訳注1 <[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/0/71eba4be3974b4f7c1256ae200517361/\\$FILE/G0144470.pdf](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/0/71eba4be3974b4f7c1256ae200517361/$FILE/G0144470.pdf)>から入手した(2010年2月10日アクセス)。

訳注2 <http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/HRC_GC_29j.pdf>(2010年2月10日アクセス)

訳注3 なお、本資料は、佐藤潤一「テロ対策法の人権制限」(『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』第9号掲載予定)を補完する意味を持つものである。

凡例

- 一 原註は、そのまま脚注として示し、訳者による註記は「訳註」として示した。
- 一 講義資料として使用されることも想定し、本文中で言及される条文を資料として末尾に添付した。基本的に公定訳を引用したが、一部訳語を補ったところがある。その場合には、〔 〕で示している。
- 一 原資料公表から時間が経過しており、関連する規約人権委員会意見を示すべきであるかもしれないが、あくまで学術資料として公表するものであり、関連する意見等についての整理は他日を期したい。

参照条文：国際人権規約（1966（昭41）年12月16日・第21回国連総会採択）
市民的及び政治的権利に関する国際規約
（昭和54年8月4日・条約第7号）効力発生、昭54年9月21日〔昭54外告187〕
第4条〔一般的福祉による制限〕

- 1 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要な限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。
- 2 1の規定は、第6条、第7条、第8条1及び2、第11条、第15条、第16条並びに第18条の規定に違反することを許すものではない。
- 3 義務に違反する措置をとる権利を行使するこの規約の締約国は、違反した規定及び違反するに至った理由を国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締約国に直ちに通知する。更に、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨通知する。

1. 自由権規約第4条は、国際人権規約の下での人権保障制度にとって最高の重要性を持つ。一方で、それは、締約国が片務的に (unilaterally)、人権規約の下での自国の負っている義務の一部から一時的に逸脱することを許容する。他方で、第4条は、この逸脱措置でさえ、規定の実質的帰結と同様に、特定の〔人権〕確保措置 (a specific regime of safeguards) へと従属させる。人権規約に対する全面的な尊重が再び確保され得る常態 (normalcy) への国の状態の回復が、人権規約から逸脱している締約国の卓越した目標でなければならない。本一般的意見は、第13回会議で採択された一般的意見5を置き換えるものであり、規約人権委員会が、締約諸国が自由権規約第4条の要請を満たすこ

とを助けるべく探求している。

2. 自由権規約の諸規定から逸脱する措置は、例外的且つ一時的な性質のものでなければならぬ。国家が自由権規約第4条の援用へと移行するためには、二つの根本的な条件が満たされねばならない。すなわち、状況が、国民の生存を脅かす（threatens the life of the nation）公の緊急事態に至っていなければならず、且つ、締約国が公的に緊急事態を宣言していたことである。後者の要件は、合法性と、法の支配の両原理がもっとも必要とされる際に、それら両原理の維持にとって本質的なものである。いずれかの規約規定からの逸脱を伴い得る帰結を導く緊急事態の宣言を行う場合、当該諸国は、かかる宣言と、緊急権限の行使を統制する、憲法その他の法規定の枠内で行動せねばならない。問題となっている諸法が、規約第4条と合致し、それを確保しているかどうかに関して監視することは、規約人権委員会の任務である。規約人権委員会がその任務を遂行できるようにするために、人権規約締約諸国は、規約第40条の下で提出する自国の報告書の中に、緊急権限の領域における自国の法及び実務に関する十分で精確な情報を含めるべきである。

3. すべての騒動（disturbance）や大災害（catastrophe）が、規約第4条第1項によって要請されている国民の生存を脅かす公の緊急事態と看做されるわけではない。武力紛争の最中も、それが国際的なものであろうが、そうでなかろうが、国家の緊急権限の示威を防止するために、規約第4条及び第5条第1項における規定に加えて、国際人道法のルールが適用可能となり、〔規約の規定〕を助けるものとなる。人権規約は、次のことを要請する。すなわち、武力紛争の最中でも、人権規約から逸脱する措置は、国民の生存への脅威を構成する状況がある場合のみ、そしてその限度でのみ許容されるのである。締約諸国が武力紛争以外の状況で規約第4条を援用しようとするのであれば、当該状況における正当化と、なぜかかる措置が必要であるか、ならびに正統であるかを慎重に考慮すべきである。多くの場合、規約人権委員会は、人権規約によって保護される諸権利から逸脱しようとした、あるいはその国内法が規約第4条によって包含されない状況においてかかる逸脱を許容しようとした締約諸国についての考慮を公表してきた¹⁾。

1) 以下の意見/勧告的意見を参照。United Republic of Tanzania (1992), CCPR/C/79/Add.12, para. 7; Dominican Republic (1993), CCPR/C/79/Add.18, para. 4; United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (1995), CCPR/C/79/Add.55, para. 23; Peru (1996), CCPR/C/79/Add.67, para. 11; Bolivia (1997), CCPR/C/79/Add.74, para. 14; Colombia (1997), ↗

4. 規約第4条第1項に規定された、規約からのいかなる逸脱措置にとっても根本的な要件は、かかる措置が、当該状況の緊急性によって厳格に要求された範囲に限定されるということである。この要件は、継続期間 (duration)、地理的な範囲、緊急事態、及び当該緊急事態を理由として主張された逸脱措置の実質的な射程に関連する。緊急事態において規約上のなんらかの義務からの逸脱をすることは、人権規約のいずれかの規定の下で通常時においても許容される制約 (restrictions) あるいは限界 (limitations) からは明白に区別される²⁾。それにもかかわらず、当該状況の緊急性によって厳格に要求される限度にいかなる逸脱も制約する〔国家の〕義務は、逸脱及び限界に共通する均衡性の原理 (the principle of proportionality) を反映している。さらに、特定の規定からの許容され得る逸脱それ自体が当該状況の緊急性によって正当化されるかもしれない、という単なる事実は、逸脱を求めて取られた特定の措置が当該状況の緊急性によって要求されるものとしても照会されねばならないという要件を除去するものではない。実際、このことは、規約のいかなる規定も、それが正統な手続を経て逸脱された (validly derogated) ものもであっても、締約諸国の行動に対して全面的に適用できないものはない、ということを確認することになるであろう。締約諸国の報告書を考慮する際に、規約人権委員会は、均衡性の原理に対しては不十分な顧慮 (insufficient attention) しかしてこなかったことを表明してきている³⁾。

5. いつ、またいかなる程度で、諸々の権利が逸脱され得るか、ということに関する争点は、規約の下での締約国の諸々の義務からのいかなる逸脱措置が「当該状況の緊急性によって厳格に要求される範囲に」限定されねばならないのかということに関連する規約第4条第1項と分離し得ない。この条件は、締約諸国が緊急事態を宣言する自国の決定に対してのみならず、かかる宣言に根拠を置くいかなる特定の措置についても慎重な正当化を提供することを要求する。いずれの国も、例えば自然災害、暴力の例証を含む大衆示威運動、あるいは主要産業の事故などの最中に規約からの逸脱権限を援用しようとするのであれば、当該国家は、かかる状況が国民の生存に対する脅威を構成することのみならず、規約から逸脱する自国のすべての措置が当該状況の緊急性によって厳格に要求

↘ CCPR/C/79/Add.76, para. 25; Lebanon (1997), CCPR/C/79/Add.78, para. 10; Uruguay (1998), CCPR/C/79/Add.90, para. 8; Israel (1998), CCPR/C/79/Add.93, para. 11.

2) 例えば、規約12条〔移動の自由・居住の自由・出国の自由・自国に戻る自由〕及び19条〔干渉されることなく意見を持つ自由・表現の自由〕を参照。

3) 例えば、イスラエルについての勧告的意見 (1998), CCPR/C/79/Add.93, para. 11.

されることをも正当化しうるものでなければならない。規約人権委員会の意見では、例えば移動の自由（第12条）あるいは集会の自由（21条）の文言の下での規約上の特定の諸権利を制約する可能性は、かかる状況の最中に一般的に十分にあるのであり、問題となっている当該諸規定からのいかなる逸脱も、当該状況の緊急性によって正当化され得ないのである。

6. 規約のいくつかの規定が、逸脱されないものとして規約第4条（第2項）に列挙されているという事実は、規約の他の諸条項が、たとえ国民の生存に対する脅威が存在している場合でも随意に逸脱されるかもしれないということを意味するものではない。当該状況の緊急性によって厳格に要求された範囲へと、すべての逸脱措置を〔できるだけ〕狭いものとするという法的義務は、締約諸国と規約人権委員会両者に対して、現に起こっている状況（the actual situation）の客観的な評価に根拠を置いた規約のそれぞれの条項の下で慎重な分析を行うという義務を打ち立てるものである。

7. 規約第4条第2項は、以下の条項からの逸脱措置はなされてはならないことを明示的に規定する。すなわち、第6条（生命への権利）、第7条（拷問（torture）、又は残虐な（cruel）、非人道的な（inhuman）若しくは品位を傷つける（degrading）刑罰、あるいは自由な同意なしの医学的又は科学的実験の禁止）、第8条第1項及び第2項（奴隷（slavery）、奴隷取引（slave-trade）及び隷属状態（servitude）の禁止）、第11条（契約上の義務を履行することができないことのみを理由としての拘禁の禁止）、第15条（刑事法領域における合法性、すなわち、刑事責任及び刑罰は、いずれも、後法が以前より軽い刑罰を課す場合を除いて、既定の法律における明白且つ精確な、且つ作為（act）又は不作為（omission）の当時適用可能であった規定によって限定される）、第16条（すべての者が法律の前に人として認められる権利）、そして18条（思想、良心及び宗教の自由）。これらの条項に規定された諸権利は、まさに規約第4条第2項に列挙されているという事実によって逸脱措置を取り得ない。死刑廃止を目的としている規約第2選択議定書の締約諸国に関しては、同議定書第6条に規定された内容が同様に適用される。概念的には、規約の規定を逸脱不可能だと見なすことは、いかなる限定又は制約も決して正当化されないということを意味するわけではない。規約第4条第2項における、第3項に制約についての特別条項を含む第18条への言及は、制約の許容性が逸脱可能性の争点とは独立であることを証明している。最も深刻な公の緊急事態の場合でさえ、ある個人が宗教あるいは信条を明らかにする自由に対して干渉する国家は、規約第18条第3項に具体

化された諸要件に言及することによって、自国の行為を正当化しなければならないのである⁴⁾。

8. 規約第4条第1項によれば、規約からのいかなる逸脱行為についても〔要求される〕正当化可能性のための条件の一つは、取られた措置が、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教あるいは社会的出自のみに基づいた差別を含んではならないことである。規約第26条あるいはその他の非差別に関する諸規定(第2条, 第3条, 第14条第1項, 第23条第4項, 第24条第1項, 及び第25条)が規約第4条第2項の逸脱不可能な規定として列挙されていないとしても、いかなる状況においてもそこから逸脱し得ない差別を受けない権利の本質あるいはその重要性は存在するのである。特に、規約から逸脱する措置を主張する場合に、たとえ諸個人間に対しいかなる区別(distinctions)がなされるとしても、この規約第4条第1項の規定は従われなければならない。

9. さらに、規約第4条第1項は、規約の諸条項から逸脱するいかなる措置も、締約国の国際法、特に国際人道法のルールに合致しないことは許されないことを規定する。もし規約からの逸脱措置が、条約あるいは一般国際法いずれかに基づく締約国の他の国際法上の義務の侵害を必然的に伴うとすれば、規約第4条は、規約からの逸脱を正当化するものとして解釈されることはできない。このことは、規約第5条第2項にも反映されている。同条同項によれば、他の国際文書において認められたいかなる基本的人権への制約も、あるいはそれらからの逸脱措置も、規約がかかる権利を認めていないこと、ないしそれらよりも劣る範囲でしか当該権利を認めていないことを口実(the pretext)としては行うべきではない。

10. 他の諸条約の下での締約国の行為を審査することは規約人権委員会の機能ではないけれども、規約の下でのその機能を果たすにあたって、規約人権委員会は、規約の特定の

4) 以下の意見/勧告的意見を参照。Dominican Republic (1993), CCPR/C/79/Add.18, para. 4; Jordan (1994) CCPR/C/79/Add.35, para. 6; Nepal (1994) CCPR/C/79/Add.42, para. 9; Russian Federation (1995), CCPR/C/79/Add.54, para. 27; Zambia (1996), CCPR/C/79/Add.62, para. 11; Gabon (1996), CCPR/C/79/Add.71, para. 10; Colombia (1997) CCPR/C/79/Add.76, para. 25; Israel (1998), CCPR/C/79/Add.93, para. 11; Iraq (1997), CCPR/C/79/Add.84, para. 9; Uruguay (1998) CCPR/C/79/Add.90, para. 8; Armenia (1998), CCPR/C/79/Add.100, para. 7; Mongolia (2000), CCPR/C/79/Add.120, para. 14; Kyrgyzstan (2000), CCPR/CO/69/KGZ, para. 12.

諸条項から締約国が逸脱することを規約が許容しているかどうかを審査する場合に、締約国の他の国際法上の義務を考慮に入れる権限を持つ。したがって、規約第4条第1項を援用しようとする場合、あるいは緊急事態に関連する法的枠組みについて規約第40条の下で報告を提出する場合には、締約諸国は問題となっている当該諸権利の保護に関連する他の国際法上の義務、特に緊急事態の際に適用可能な義務について、情報を提供すべきである⁵⁾。この関連で、締約諸国は、緊急事態状況において適用可能な人権基準についての国際法における発展を正しく考慮すべきである⁶⁾。

11. 規約第4条での逸脱不可能な諸規定の列挙は、ある種の人権〔を確保する国家の〕義務が、国際法の強行規範（peremptory norms=<jus cogens>）性を支えているかどうかという問題と関連はするが、同一ではない。規約第4条第2項において逸脱不可能な性質を持つものとして規約の一定の諸規定を示していることは、規約において条約の形式（treaty form）で規定した一定の基本的諸権利の強行規範性の承認であると部分的には看做され得る（例えば、第6条及び第7条）。しかしながら、規約の他の規定が逸脱

5) 自由権規約のほぼすべての締約諸国が批准してきている子供の権利に関する条約が逸脱措置に関する規定を含んでいないことが参照されるべきである。子供の権利に関する条約第38条が明示的に指摘しているように、同条約は緊急事態状況においても適用可能である。

6) 最小限度の人道法上の基準についての委員会決定（Commission resolutions）1998/29、1996/65 及び2000/69（後者は人道の基本的基準）を求めるために付託された規約人権委員会事務総長（the Secretary General to the Commission on Human Rights）の報告書、E/CN.4/1999/92、E/CN.4/2000/94及び E/CN.4/2001/91を参照せよ。また例えば緊急事態における人権のバリ最小限度基準（International Law Association, 1984）、市民的および政治的諸権利に関する国際規約における制限規定と逸脱規定についてのシラクサ原理（the Siracusa Principles on the Limitation and Derogation Provisions in the International Covenant on Civil and Political Rights）、人権と緊急事態についての副委員会特別報告官（Special Rapporteur of the Sub-Commission, on human rights and states of emergency）レアンドロ・デスポウイ氏（Mr. Leandro Despouy）の最終報告書（E/CN.4/Sub.2/1997/19 and Add.1）、国内避難民の移動についての指導原理（the Guiding Principles on Internal Displacement）（E/CN.4/1998/53/Add.2）、人道の最低基準についてのテュルク（エイボ）宣言（1990年）（the Turku（Åbo）Declaration of Minimum Humanitarian Standards（1990））（E/CN.4/1995/116）のような、すべての状況において適用可能な基本的人権を確認するための早期の試みも参照せよ。進行中の更なる作業領域については、赤十字及び赤三日月についての第26回国際会議（1995年）（the 26th International Conference of the Red Cross and Red Crescent（1995））が、国際的および国際的でない武力紛争において適用可能な国際人道法の慣習的ルールについての報告書を準備する任務を国際赤十字委員会（the International Committee of the Red Cross）に割り当てる決定を行ったことが参照されるべきである。

不可能な諸規定のリストに含まれたのは、緊急事態の間でもそれらの権利からの逸脱が決して必要になることはありえないからだ、ということは明らかである（例えば第11条及び第18条）。さらに、決定的規範という類型は、規約第4条第2項で与えられた逸脱不可能な規定のリストを超えて広がる。締約諸国は、例えば人質 (hostage) を取ることによって、あるいは集団的な刑罰を課すことによって、自由 (liberty) の恣意的剥奪を通じて、あるいは無罪の推定を含む公平な裁判についての基本的諸原理からの逸脱 (deviating) によって行われる、国際人道法、あるいは国際法の強行規範性を侵害する行為を正当化するために、規約第4条を援用することはいかなる状況においても為しえない。

12. 規約からの正統な逸脱の射程を評価するに当たって、人道 (humanity) に対する罪としての一定の人権侵害についての定義の中に、一つの規準 (criterion) が見出される。もし国家機関 (the authority of a State) の下で行われた行為が、当該行為に巻き込まれた諸個人による人道に対する罪への個人的な刑事責任の基礎を構成するとすれば、規約第4条は、緊急事態が、同様の行為に関連する自国の義務から、問題となっている国家を免除することを正当化するためには用いられることは出来ない。したがって、国際刑事裁判所に関するローマ規程<国際刑事裁判所規程> (the Rome Statute of the International Criminal Court) における、司法的目的のための、人道に対する罪についての近年の法典化 (codification) は、規約第4条の解釈に関連性を持つ⁷⁾。

13. 規約第4条第2項に列举されていない諸規定でも、規約人権委員会の意見では、第4条の下で合法的な逸脱措置に従わせることが出来ない要素を含んでいる。以下に具体例を挙げる。

(a) 自由を剥奪されたすべての者は、人道にかなった、そして人としての固有の尊厳に

7) 35箇国によって2001年7月批准されてきているこの〔国際刑事裁判所〕規程の第6条 (ジェノサイド) 及び第7条 (人道に対する罪) を参照。当該規定第7条で列举された特定の形態での多くの行為が、規約第4条第2項において免脱不可能な諸規定として列举されている人権に対する侵害と直接に結びついており、その規定で定義された人道に対する罪の類型は、上述の規約の条文中で述べられていない規約のいくつかの条文内容をも包含している。たとえば、第27条の重大な侵害は、同時に、ローマ規程6条の下でのジェノサイドを構成することがありうるし、逆にローマ規程第7条は、規約第6条、第7条及び第8条の他に、規約第9条、第12条、第26条及び第27条の行為も対象としている。

対する尊重を受ける取り扱いを受けるべきである。規約第10条に規定されたこの権利は、規約第4条第2項で免脱不可能な規定として列挙されていないけれども、規約人権委員会は、ここで、規約が一般国際法規範上逸脱措置に従い得ないことを規約が表明していると信ずる。このことは、規約前文における人間の固有の尊厳に対する言及と、規約第7条及び第10条の密接なつながりによって支持される。

- (b) 人質を取ること、誘拐し、あるいは正式に認められていない拘禁をすること (taking of hostages, abductions or unacknowledged detention) <いわゆる「強制失踪」>の禁止は、逸脱措置に従い得ない。これらの禁止の絶対的な性質は、緊急事態においても、一般国際法規範としてのそれらの地位によって正当化される。
- (c) 少数者 (minorities) に属する諸個人の諸々の権利の国際的な保護がいかなる状況においても尊重されねばならない要素を含むものであるというのが、規約人権委員会の意見である。これは国際法におけるジェノサイドに対する禁止を反映しているもので、規約第18条の逸脱措置を為しえない性質と並んで、規約第4条(第1項)それ自体の非差別条項に包含されている。
- (d) 国際刑事裁判所に関するローマ規定によって確認されたように、国際法の下で許可されうる理由なしに、合法的に居住している当該個人を、その領域から国外追放による強制排除あるいはその他の威圧的 (coercive) 手段で排除し、住民の追放あるいは強制移転 (forcible transfer) をすることは、人道に対する罪を構成する⁸⁾。緊急事態の最中に規約第12条から逸脱する正統な権限は、かかる措置を正当化するものとしては決して受け入れられない。
- (e) 規約第4条第1項に従った緊急事態に関するいかなる宣言であっても、締約国が、規約第20条に反して、戦争のためのプロパガンダに加担し、あるいは差別、敵意、又は暴力の煽動を構成するかもしれないような国民的、人種的あるいは宗教的憎悪 (hatred) の唱道に加担することを正当化するものとして援用され得ない。

14. 規約第2条第3項は、規約の締約国が、規約の諸規定のいかなる侵害に対しても、法的

8) ローマ規定第7条第1項 (d) 及び第7条第2項 (d) 参照。〔巻末添付条文参照〕

救済を提供することを要求している。本条項は、規約第4条第2項で逸脱不可能な規定として列挙されていないけれども、規約における固有の条約上の義務を全体として構成する。たとえ緊急事態の最中であって、かかる措置が状況の緊急性によって厳格に要求される措置の範囲であったとしても、締約国は、司法的あるいはそのたの法的救済を統制する自国の法的手続きの実務的機能に対する調整を提供し、締約国は規約第2条第3項の下で、実効的な法的救済を提供する基本的義務と一致するようにしなければならない。

15. 規約第4条第2項で逸脱不可能なものとして明示的に認められた諸々の権利保護に固有なものは、それらの権利が、しばしば司法的保障を含む法的手続きの保障によって確保されねばならないということである。手続的な保護手段 (procedural safeguards) に関わっている規約の諸規定は、逸脱不可能な諸権利の保護を回避するかもしれない措置には、決して従属させられない。規約第4条は、逸脱不可能な諸権利からの逸脱を帰結するかもしれないような方法を主張し得ないのである。したがって、例えば規約第6条が全体として逸脱不可能であるように、緊急事態の最中に死刑を課すことを導くようないかなる裁判も、規約第14条および第15条のすべての要件を含む、規約の諸規定と適合するものでなければならない。

16. 規約第4条に具体的に規定されている逸脱措置に関わる保護手段は、全体としての規約固有の合法性及び法の支配の両原理に基礎を置く。公平な裁判を受ける権利についての一定の要素は、武力紛争の最中に国際人道法の下で明示的に保障されるもので、規約人権委員会は、他の緊急事態状況の最中の、これらの保障からの逸脱措置には、なんらの正当化も見出しえない。規約人権委員会は、合法性及び法の支配の両原理は、公平な裁判についての基本的な要件が緊急事態の最中でも尊重されねばならないことを要求するという意見である。法廷 (a court of law) のみが個人に対する刑事罰を審理し有罪と宣告できる。逸脱不可能な諸権利を保護するために、裁判所が拘禁の合法性 (lawfulness) について遅滞なく決定することを可能にする、法廷での手続を経る権利は、締約国の決断によっては、規約からの逸脱を縮減されてはならないのである⁹⁾。

9) イスラエルについての規約人権委員会の勧告的意見 (1998年) を参照。(CCPR/C/79/Add.93), para. 21 : 「…規約人権委員会は、現行の行政拘禁の適用は、いずれの規定も公の緊急事態に際して逸脱措置を取ることが許されてはいるが、規約第7条及び第16条と合致しないと解する…。けれども、委員会は、以下のことを強調する。すなわち、締約国は、拘禁についての実効的な司法審査の要件から逸脱する (depart from) ことは許されない、と。↗

17. 第4条第3項において、締約諸国は、規約第4条の下で自国の逸脱措置権限を行使する際には、自ら国際機関に関与する。逸脱措置の権限について、締約国自身のために必要である旨を、逸脱措置を取った規定と、かかる措置の理由について、国際連合事務総長を通じて他の締約諸国に直ちに通知しなければならない。かかる通知は、規約人権委員会の機能を果たすため、特に締約国にとって取られた当該措置状況の緊急性によって厳格に要求されたものであるかどうかを評価するためだけでなく、他の締約諸国が規約の諸規定との適合を監視することを許すためでもある。過去に受理された通知の多くの要約的性格に鑑み、規約人権委員会は、締約諸国による通知は取られた措置についての完全な情報を含むものでなければならず、また当該国家の国内法に関連する完全な文書を添付した、それらの措置の理由についての明確な記述であるべきであるとする。もし締約国が規約第4条の下でさらなる措置をそのような通知に続いて取るならば、例えば緊急事態の機関の拡大によってさらなる措置を取るのであれば、追加的通知が要求される。遅滞なき通知の要件は、逸脱措置の終結に関しても等しく適用される。これらの義務は必ずしも尊重されてきたわけではない。すなわち、緊急事態の宣言、規約の一ないしそれ以上の規定からの逸脱を帰結した措置について、国際連合事務総長を通じて他の締約諸国への通知をしてこなかったし、また締約諸国は、自国の緊急事態権限の行使における地域的あるいはその他の変更についての通知を提供することを、しばしば無視してきた¹⁰⁾。しばしば、緊急事態の存在、並びに締約国が規約の諸規定からの逸脱措置を取ったかどうかということが、締約国の報告書の考察を進める中で、付随的にのみ規約人権委員会の注意を引いてきたのである。規約人権委員会は締約国が規約の下での自国

↘ また自由権規約第三選択議定書草案に関する差別禁止及び少数者保護に関する副委員会 (the Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities concerning a draft third optional protocol to the Covenant) に対して規約人権委員会によって出された勧告も参照。「規約人権委員会は、締約諸国が一般的にヘイビアス・コーパス<人身保護>及び人身保護文書 (amparo) に対する権利は緊急事態の状況においても限定されるべきではないと理解したことに満足する。さらに、委員会は、以下の見解を持っている。すなわち、第2条と結び付けて解釈された第9条第3項及び第4項において規定された法的救済は、全体として規約固有のものである、と。」 Official Records of the General Assembly, Forty-ninth session, Supplement No. 40 (A/49/40), vol. I, annex XI, para. 2.

10) 以下の意見/勧告的意見を参照。Peru (1992) CCPR/C/79/Add.8, para. 10; Ireland (1993) CCPR/C/79/Add.21, para. 11; Egypt (1993), CCPR/C/79/Add.23, para. 7; Cameroon (1994) CCPR/C/79/Add.33, para. 7; Russian Federation (1995), CCPR/C/79/Add.54, para. 27; Zambia (1996), CCPR/C/79/Add.62, para. 11; Lebanon (1997), CCPR/C/79/Add.78, para. 10; India (1997), CCPR/C/79/Add.81, para. 19; Mexico (1999), CCPR/C/79/Add.109, para. 12.

の義務から逸脱する措置を取ったときはいつでも遅滞のない国際的な通知の義務があることを強調する。締約国の規約第4条と合致した法及び慣習を監督する規約人権委員会の義務は、締約国が通知を提供したかどうかには依存しないのである。

〔参照条文〕

〔自由権規約〕

第2条〔人権実現の義務〕

- 1 この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。
- 2 この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従つて必要な行動をとることを約束する。
- 3 この規約の各締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。
 - (b) 救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によつて決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。
 - (c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によつて執行されることを確保すること。

第3条〔男女の同等の権利〕

この規約の締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第5条〔人権破壊の禁止および既存の権利の確保〕

- 1 この規約のいかなる規定も、国、集団又は

個人が、この規約において認められる権利若しくは自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。

- 2 いずれかの国において法律、条約、規則又は慣習によつて認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵すことは許されない。

第6条〔生存権および死刑の制限〕

- 1 すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によつて保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。
- 2 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によつてのみ執行することができる。
- 3 生命の剥奪が集団殺害犯罪を構成する場合には、この条のいかなる規定も、この規約の締約国が集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に基づいて負う義務を方法のいかんを問わず免れることを許すものではないと了解する。
- 4 死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる。
- 5 死刑は、18歳未満の者が行つた犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。
- 6 この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

第7条〔拷問または非人道的な刑罰の禁止〕

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

第8条〔奴隷および強制労働の禁止〕

1 何人も、奴隷の状態に置かれぬ。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する。

2 何人も、隷属状態に置かれぬ。

3 (a) 何人も、強制労働に服することを要求されない。

(b) (a)の規定は、犯罪に対する刑罰として強制労働を伴う拘禁刑を科することができる国において、権限のある裁判所による刑罰の言渡しにより強制労働をさせることを禁止するものと解してはならない。

(c) この3の規定の適用上、「強制労働」には、次のものを含まない。

(i) 作業又は役務であつて、(b)の規定において言及されておらず、かつ、裁判所の合法的な命令によつて抑留されている者又はその抑留を条件付きで免除されている者に通常要求されるもの

(ii) 軍事的性質の役務及び、良心的兵役拒否が認められている国においては、良心的兵役拒否者が法律によつて要求される国民的役務

(iii) 社会の存立又は福祉を脅かす緊急事態又は災害の場合に要求される役務

(iv) 市民としての通常の義務とされる作業又は役務

第11条〔契約上の義務不履行による拘禁の禁止〕

何人も、契約上の義務を履行することができないことのみを理由として拘禁されない。

第12条〔移動・居住・出国および帰国の自由〕

1 合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の

自由及び居住の自由についての権利を有する。

2 すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができる。

3 1及び2の権利は、いかなる制限も受けない。ただし、その制限が、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りでない。

4 何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。

第14条〔公正な裁判を受ける権利〕

1 すべての者は、裁判所の前に平等とする。

すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社会における道徳、公の秩序若しくは国の安全を理由として、当事者の私生活の利益のため必要な場合において又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要なと認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。もつとも、刑事訴訟又は他の訴訟において言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開する。（以下略）

第15条〔刑罰法規の不遡及〕

1 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。

2 この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為又は不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものではない。

第16条〔人として認められる権利〕

すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する。

第18条〔思想・良心および宗教の自由〕

- 1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によつてその宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。
- 4 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従つて児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

第19条〔表現の自由〕

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがつて、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。

る。ただし、その制限は、法律によつて定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第21条〔平和的な集会の権利〕

平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律で定める制限であつて国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第23条〔家族の保護および婚姻の権利〕（第1項～第3項略）

- 4 この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。

第24条〔児童の権利〕

- 1 すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置についての権利を有する。（以下略）

第25条〔参政権〕

すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

- (a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。
- (b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。
- (c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に

携わること。

第40条〔締約国の報告および委員会による検討〕

- 1 この規約の締約国は、(a) 当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、(b) その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとつた措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。
- 2 すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、検討のため、これらの報告を委員会に送付する。報告には、この規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。
- 3 国際連合事務総長は、委員会との協議の後、報告に含まれるいずれかの専門機関の権限の範囲内にある事項に関する部分の写しを当該専門機関に送付することができる。
- 4 委員会は、この規約の締約国の提出する報告を検討する。委員会は、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付しなければならないが、また、この規約の締約国から受領した報告の写しとともに当該一般的な性格を有する意見を経済社会理事会に送付することができる。
- 5 この規約の締約国は、4の規定により送付される一般的な性格を有する意見に関する見解を委員会に提示することができる。

〔自由権規約第2 選択議定書〕

第1条第1項

この選択議定書の締約国の管轄内にある何人も、死刑を執行されない。

第2条

- 1 批准又は加入のときに行われる留保で、戦時中になされる軍事的性質の非常に重大な犯罪に対する訴追に従って戦争の際に死刑を適用することを定めたものを除くほか、留保は、この議定書に対しては許されない。

2 そのような留保を行う締約国は、批准又は加入のときに、戦時中に適用できる国内立法の関連規定を国際連合事務総長に通報する。

3 そのような留保を行った締約国は、自国領域に適用できる戦争状態の開始又は終了について国際連合事務総長に通告する。

第6条〔逸脱の禁止〕

- 1 この議定書の規定は、規約に対する追加規定として適用する。
- 2 この議定書の第2条に基づく留保の可能性を害することなく、この議定書の第1条第1項で保障される権利は、規約の第4条に基づく逸脱に服しない。

〔国際刑事裁判所規定〕

第7条(人道に対する犯罪)

1 この規程の適用上、「人道に対する犯罪」とは、文民たる住民〔any civilian population:一般住民〕に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行ふ次のいずれかの行為をいう。

- (a) 殺人
- (b) 絶滅させる行為〔Extermination:通常は「殲滅」〕
- (c) 奴隷化すること
- (d) 住民の追放又は強制移送
- (e) 国際法の基本的な規則に違反する拘禁その他の身体的な自由の著しいはく奪
- (f) 拷問
- (g) 強姦、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であってこれらと同等の重大性を有するもの
- (h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由、3〔項〕に定義する性に係る理由その他国際法の下で許容されないことが普遍的に認められている理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害であって、この1〔項〕に掲げる行為又は裁判所の管轄権の範

圏内にある犯罪を伴うもの

- (i) 人の強制失踪
- (j) アパルトヘイト犯罪
- (k) その他の同様の性質を有する非人道的な行為であって、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な障害を加えるもの

2 1〔項〕の規定の適用上、

- (a) 「文民たる住民に対する攻撃」とは、そのような攻撃を行うとの国若しくは組織の政策に従い又は当該政策を推進するため、文民たる住民に対して1〔項〕に掲げる行為を多重的に行うことを含む一連の行為をいう。
- (b) 「絶滅させる行為」には、住民の一部の破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること（特に食糧及び薬剤の入手の機会のはく奪）を含む。
- (c) 「奴隷化すること」とは、人に対して所有権に伴ういずれか又はすべての権限を行使することをいい、人（特に女性及び児童）の取引の過程でそのような権限を行使することを含む。
- (d) 「住民の追放又は強制移送」とは、国際法の下で許容されている理由によることなく、退去その他の強制的な行為により、合法的に所在する地域から関係する住民を強制的に移動させることをいう。
- (e) 「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず、抑留されている者又は支配下にある者に著しい苦痛を故意に与えることをいう。ただし、拷問には、専ら合法的な制裁に固有の又はこれに付随する苦痛が生ずることを含まない。
- (f) 「強いられた妊娠状態の継続」とは、住民の民族的な組成に影響を与えること又は国際法に対するその他の重大な違反を行うことを意図して、強制的に妊娠させられた女性を不法に監禁することをいう。この定義は、妊娠に関する国内法の影響を及ぼすものと解しては

ならない。

- (g) 「迫害」とは、集団又は共同体の同一性を理由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にかつ著しくはく奪することをいう。
- (h) 「アパルトヘイト犯罪」とは、1〔項〕に掲げる行為と同様な性質を有する非人道的な行為であって、一の人種の集団が他の一以上の人種の集団を組織的に抑圧し、及び支配する制度化された体制との関連において、かつ、当該体制を維持する意図をもって行うものという。
- (i) 「人の強制失踪」とは、国若しくは政治的組織又はこれらによる許可、支援若しくは黙認を得た者が、長期間法律の保護の下から排除する意図をもって、人を逮捕し、拘禁し、又は拉致する行為であって、その自由を剥奪していることを認めず、又はその消息若しくは所在に関する情報の提供を拒否することを伴うものをいう。

3 この規程の適用上、「性」とは、社会の文脈における両性、すなわち、男性及び女性をいう。「性」の語は、これと異なるいかなる意味も示すものではない。

公定訳は、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty166_1.pdf>に掲載されている。なお、日本が批准する前に公表されていたICC研究会（国際刑事裁判所規程を研究する民間のワーキング・グループ。代表は、新倉修（青山学院大学法科大学院教授））訳として発表されたもの（國學院法学37巻2号（1999年）4号【2000年】）に東澤靖弁護士の助言を得て、新倉氏の文責にて改訂を施した<http://d.hatena.ne.jp/kazuma_002/20040609#p1>掲載の翻訳も参考になる。